

## 【 資料 1 】

### 北海道医師会が健診等結果を取りまとめる場合の留意点について

#### 北海道医師会のケース（契約先は道内国保組合）

##### 健診機関コードで提出する場合

取りまとめ（代行入力含む）の有無に関わらず、全て健診機関コードで提出する場合は、毎月の契約健診機関の新規、脱退の異動情報を国保連合会へ提出願います。

北海道医師会との契約健診機関であり且つ国保連合会に直接結果データを提出する健診機関は健診機関コードで提出願います。

北海道医師会の代行入力から当該健診機関が直接国保連合会へ提出することとなった場合は、月遅れ分（代行していた月のデータ）も含めて直接健診機関から健診機関コードにて提出願います。

##### 北海道医師会コードで提出する場合

一部の健診等機関の取りまとめ（代行入力含む）を行い、北海道医師会コードで提出する場合は、毎月の契約健診機関の新規、脱退の異動情報以外に、代行入力該当健診機関か否か、新規、脱退も併せて国保連合会へ提出願います。

全ての健診等機関の取りまとめ（代行入力含む）を行い、全て北海道医師会コードで提出する場合は、毎月の契約健診機関の新規・脱退の異動情報を国保連合会へ提出願います。（代行入力該当機関か否かの情報は必要ありません。）

#### その他の事項

市町村の健診等結果データを北海道医師会が取りまとめる場合は、健診機関コードで提出願います。また、国保連合会に費用決済を委託している市町村（国保・後期）の健診等結果データのみ提出となります。

国保連合会に費用決済を委託していない市町村の健診等結果データは、直接市町村へ提出していただくこととなりますが、健診機関コードとするか医師会コードとするかは直接市町村と協議願います。

同一市町村で、国保の費用決済を委託し後期高齢者を未委託としている市町村につきましても、当該市町村の国保のみ国保連合会へ提出し、後期高齢者は市町村へ提出願います。（後期高齢者医療広域連合には提出しません。）

国保連合会の市町村委託未委託状況については貴会より要請があった場合に限りご報告いたします。（全保険者の当初委託情報を提供することとし、その後は変更分のみご報告します。）

健診等費用の振込みは、北海道医師会コードで提出された場合のみ、健診機関、医師会どちらかの選択となります。

北海道医師会コードで提出された健診等機関分の健診等結果データ受付結果に関する一覧等につきましては、要請があった場合に限り貴会へ送付いたします。（該当健診等機関へも送付いたします。）

返戻一覧表等につきましては、コード別に関わらず全て健診等機関への送付となりますのでご了承ください。

## 【 資料 2 】

### 郡市医師会が健診等結果を取りまとめる場合の留意点について

#### 郡市医師会のケース（契約先は市町村）

##### 健診機関コードで提出する場合

取りまとめ（代行入力含む）の有無に関わらず、全て健診機関コードで提出する場合は、毎月の契約健診機関の新規、脱退の異動情報を国保連合会へ提出願います。

郡市医師会との契約健診機関であり且つ国保連合会に直接結果データを提出する健診機関は健診機関コードで提出願います。

郡市医師会の代行入力から当該健診機関が直接国保連合会へ提出することとなった場合は、月遅れ分（代行していた月のデータ）も含めて直接健診機関から健診機関コードにて提出願います。

##### 郡市医師会コードで提出する場合

一部の健診等機関の取りまとめ（代行入力含む）を行い、郡市医師会コードで提出する場合は、毎月の契約健診機関の新規、脱退の異動情報以外に、代行入力該当健診機関か否か、新規、脱退も併せて国保連合会へ提出願います。

全ての健診等機関の取りまとめ（代行入力含む）を行い、全て郡市医師会コードで提出する場合は、毎月の契約健診機関の新規・脱退の異動情報を国保連合会へ提出願います。（代行入力該当機関か否かの情報は必要ありません。）

#### その他の事項

道内国保組合の健診等結果データを郡市医師会が取りまとめる場合は、健診機関コードで提出願います。なお、郡市医師会が北海道医師会コードを使用し提出することや郡市医師会コードで提出することはできませんのでご注意願います。

国保連合会に費用決済を委託していない市町村の健診等結果データは、直接市町村へ提出していただくこととなりますが、健診機関コードとするか郡市医師会コードとするかは直接市町村と協議願います。

同一市町村で、国保の費用決済を委託し後期高齢者を未委託としている市町村につきましても、当該市町村の国保のみ国保連合会へ提出し、後期高齢者は市町村へ提出願います。（後期高齢者医療広域連合には提出しません。）

国保連合会の市町村委託未委託状況については貴会より要請があった場合に限りご報告いたします。（全保険者の当初委託情報を提供することとし、その後は変更分のみご報告します。）

健診等費用の振込みは、郡市医師会コードで提出された場合のみ、健診機関、医師会どちらかの選択となります。

郡市医師会コードで提出された健診等機関分の健診等結果データ受付結果に関する一覧等につきましては、要請があった場合に限り貴会へ送付いたします。（該当健診等機関へも送付いたします。）

返戻一覧表等につきましては、コード別に関わらず全て健診等機関への送付となりますのでご了承ください。